

全国健康保険協会管掌健康保険
現金給付受給者状況調査報告

令和5年度

全国健康保険協会

第一部 傷病手当金

I 調査の概要

1. 調査の目的

全国健康保険協会管掌健康保険（法第3条第2項被保険者を除く。）の傷病手当金の受給者の状況を調査し、事業運営のために必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2. 調査の対象

令和5年10月の傷病手当金受給者全員を調査対象としている。

3. 調査事項

受給者の性、年齢、標準報酬月額、傷病名、支給日数、支給金額、支給回数、支給期間及び事業所の状況。

Ⅱ 調査結果の概要

調査対象件数は 169,957 件である。協会けんぽ月報の傷病手当金実績件数との差があるが、これは集計時点の違いによるものである。

なお、この調査の疾病分類は社会保険表章用疾病分類表による。また、疾病分類のうち、「特殊目的用コード」には新型コロナウイルス感染症が含まれる。

1. 性別、年齢階級別の状況

性別に支給件数の構成割合をみると、男性が 50.25%、女性が 49.75%であり、被保険者の男女の構成割合（令和 5 年 10 月時点）と比べると、支給件数の構成割合は性別による差が小さい。

（表 1）

表1 性別別支給件数の構成割合

	支 給 件 数 割 合（％）		（参考）被保険者数割合（％）	
	男 性	女 性	男 性	女 性
合 計	50.25	49.75	58.12	41.88

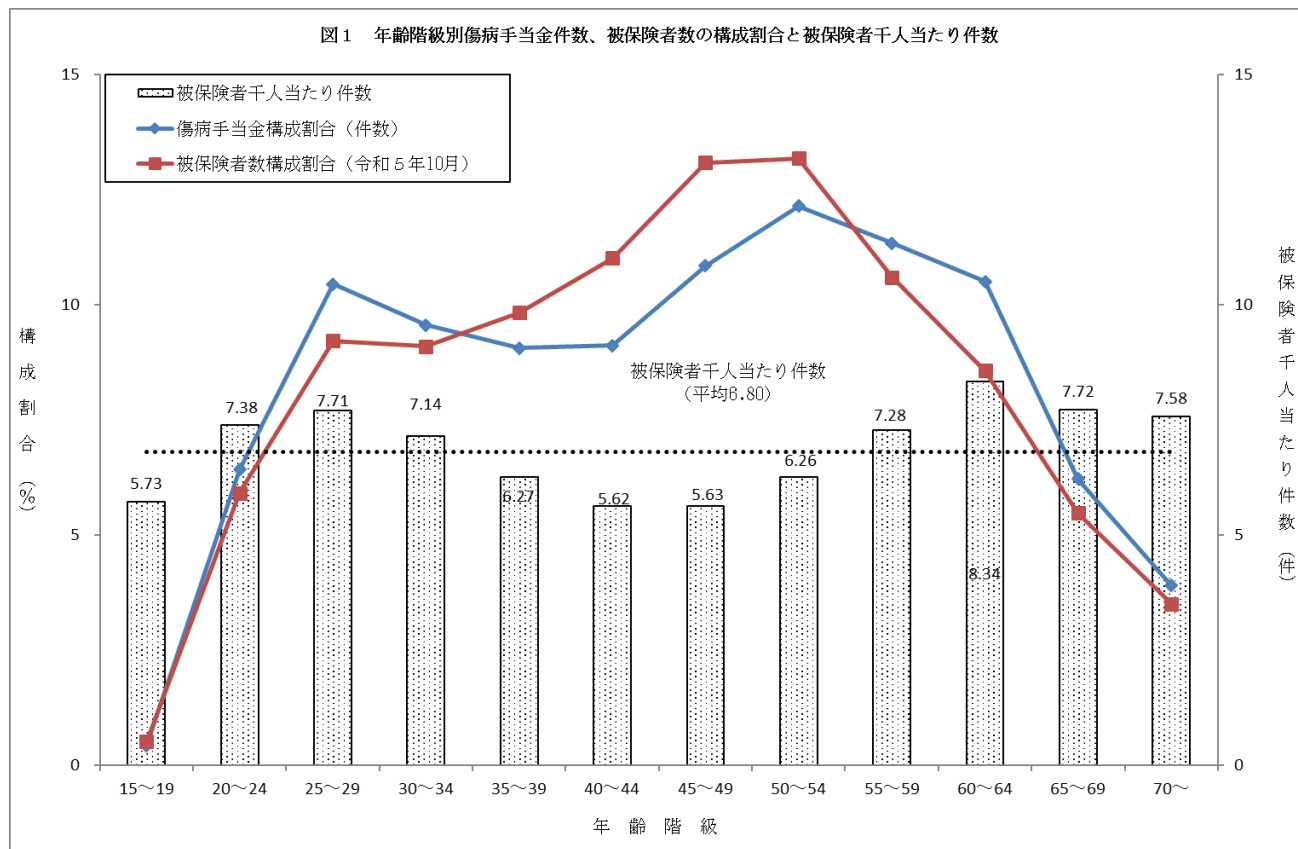
年齢階級別にみると、50～54 歳が 12.14%で最も高く、次いで 55～59 歳（11.34%）が高い。男女別では、男性は女性に比べて 50 歳以上の階級で高くなっている。

1 件当たり日数の平均は 30.43 日であり、男女別にみると、男性が 31.13 日、女性が 29.73 日となっており、男性の方が長くなっている。年齢階級別にみると、男性、女性ともに、おおむね年齢が高くなるに従い期間が長くなる傾向がみられ、男性では 70 歳以上で、女性では 65 歳以上で 35 日以上となっている。（表 2）

表2 性別・年齢階級別支給状況

	件 数 の 割 合（％）			1 件 当 たり 日 数（日）			1 件 当 たり 金 額（円）		
	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性	総 数	男 性	女 性
総 数	100.00	100.00	100.00	30.43	31.13	29.73	174,810	197,436	151,953
15～19歳	0.43	0.41	0.46	23.36	21.01	25.48	95,532	86,596	103,570
20～24歳	6.42	4.44	8.42	26.96	26.91	26.99	125,936	127,490	125,109
25～29歳	10.45	7.06	13.88	28.75	29.04	28.59	151,554	159,345	147,548
30～34歳	9.56	7.27	11.88	28.95	29.33	28.72	161,086	176,880	151,326
35～39歳	9.06	7.95	10.18	29.10	29.32	28.93	169,228	189,037	153,609
40～44歳	9.11	8.47	9.76	29.17	29.90	28.52	175,796	205,014	150,158
45～49歳	10.84	10.61	11.08	29.43	30.54	28.36	182,950	214,611	152,333
50～54歳	12.14	12.46	11.83	30.73	31.24	30.19	192,066	223,010	159,139
55～59歳	11.34	12.71	9.97	31.85	31.89	31.80	201,423	226,294	169,387
60～64歳	10.51	13.72	7.25	32.64	32.40	33.09	192,285	208,922	160,496
65～69歳	6.22	8.92	3.49	34.34	33.90	35.49	173,370	183,703	146,667
70歳以上	3.91	5.98	1.81	36.64	35.83	39.36	172,179	176,415	158,054

傷病手当金の支給件数の年齢階級別構成割合を被保険者の年齢階級別構成割合（令和5年10月）と比較したものが図1である。傷病手当金の支給件数の構成割合は被保険者の構成割合に比べ、被保険者数の構成割合が小さい15歳以上19歳未満の階級を除いてみると、35歳以上55歳未満の階級で低くなっている。その結果、被保険者千人当たり件数は、35歳以上55歳未満の年齢層で平均（6.80件）以下の数値となっている。



2. 傷病別の支給状況

傷病手当金の受給の原因となった傷病別に件数の構成割合をみると、精神及び行動の障害が35.20%で最も高く、次いで新生物（13.57%）、特殊目的用コード（11.00%）、筋骨格系及び結合組織の疾患（8.18%）、循環器系の疾患（6.90%）となっている。男女別にみると、男女ともに精神及び行動の障害が高く、男性では32.93%、女性では37.49%となっている。（表3）

年度別に傷病手当金の受給の原因となった傷病別の件数の構成割合をみると、新型コロナウイルス感染症を含む特殊目的用コードについて、令和4年は48.62%だったが、令和5年は11.00%と大きく減少した。一方、精神及び行動の障害は、特殊目的用コードの影響を大きく受けた令和4年を除いてみると、その構成割合は増加しており、令和5年は35.20%となった。（表4）

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を令和5年10月分の診療報酬明細書（以下「レセプト」と言う。）の傷病別における件数の構成割合（入院）と比較したものが図2である。精神及び行動の障害、特殊目的用コード、筋骨格系・結合組織の疾患は傷病手当金の件数割合が高く、それ以外はレセプトの件数割合が高くなっている。

傷病手当金の傷病別における件数の構成割合を年齢階級別にみると、精神及び行動の障害が60歳未満の各階級で最も割合が高く、20歳以上35歳未満では50%を超える。一方、新生物の

割合は 45 歳未満の各階級で 10%未満であるが、年齢が高くなるに従い増加し、70 歳以上では最も割合が高くなり 33.39%となっている。(図 3)

1 件当たり日数を傷病別にみると、循環器系の疾患が 36.75 日、新生物が 36.45 日、神経系の疾患が 35.21 日と長く、一方、特殊目的用コードが 6.49 日、感染症及び寄生虫症が 14.45 日、呼吸器系の疾患が 16.95 日と短くなっている。(分析表第 2 表の 2)

1 件当たり支給金額を傷病別にみると、最も高いのは循環器系の疾患 (216,731 円) であり、最も低いのは特殊目的用コード (34,599 円) となっている。(分析表第 2 表の 3)

表3 傷病別・性別 件数の構成割合

	(%)		
	総 数	男 性	女 性
総数	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	1.65	1.52	1.79
新生物	13.57	14.49	12.64
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.23	0.22	0.24
内分泌、栄養及び代謝疾患	1.18	1.53	0.84
精神及び行動の障害	35.20	32.93	37.49
神経系の疾患	2.98	3.36	2.59
眼及び付属器の疾患	0.85	1.16	0.54
耳及び乳様突起の疾患	0.54	0.42	0.66
循環器系の疾患	6.90	10.78	2.97
呼吸器系の疾患	2.22	2.46	1.98
消化器系の疾患	2.82	3.63	2.01
皮膚及び皮下組織の疾患	0.54	0.70	0.38
筋骨格系及び結合組織の疾患	8.18	9.17	7.17
腎尿路生殖器系の疾患	1.54	1.45	1.62
妊娠、分娩及び産じょく	3.37	0.00	6.78
周産期に発生した病態	0.01	-	0.02
先天奇形、変形及び染色体異常	0.20	0.18	0.21
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	0.95	0.95	0.95
損傷、中毒及びその他の外因の影響	6.08	6.90	5.25
特殊目的用コード	11.00	8.15	13.87

表 4 傷病別 件数の構成割合

	平成 7 年	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総数	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
感染症及び寄生虫症	3.21	2.98	2.89	2.03	1.57	1.23	1.30	2.28	7.10	1.65
新生物	14.79	18.02	20.59	21.09	20.40	18.63	17.72	14.56	6.89	13.57
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	0.69	0.72	0.41	0.32	0.35	0.32	0.32	0.25	0.13	0.23
内分泌、栄養及び代謝疾患	3.36	3.15	2.61	1.98	1.89	1.56	1.61	1.23	0.59	1.18
精神及び行動の障害	4.45	5.12	10.14	21.46	25.67	31.30	32.72	32.96	18.11	35.20
神経系の疾患	3.28	3.51	4.41	4.13	4.06	4.00	3.86	3.22	1.57	2.98
眼及び付属器の疾患	1.26	1.18	1.31	1.11	1.03	1.06	1.02	0.80	0.42	0.85
耳及び乳様突起の疾患	0.64	0.67	0.66	0.55	0.66	0.66	0.61	0.54	0.30	0.54
循環器系の疾患	15.24	15.86	15.24	13.45	11.54	10.05	9.48	7.79	3.66	6.90
呼吸器系の疾患	4.20	4.04	3.16	3.62	1.93	2.10	2.05	1.50	0.78	2.22
消化器系の疾患	14.64	11.19	7.40	4.83	4.23	3.55	3.63	2.91	1.41	2.82
皮膚及び皮下組織の疾患	1.24	1.23	1.03	0.69	0.74	0.67	0.67	0.54	0.30	0.54
筋骨格系及び結合組織の疾患	15.00	14.45	13.36	11.22	11.14	10.89	10.56	8.87	4.37	8.18
腎尿路生殖器系の疾患	3.21	3.06	2.55	1.98	2.08	1.90	1.84	1.58	0.75	1.54
妊娠、分娩及び産じょく	1.60	1.77	2.41	2.66	3.93	3.88	3.84	3.52	1.67	3.37
周産期に発生した病態	0.02	0.00	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00	0.01
先天奇形、変形及び染色体異常	0.80	0.76	0.68	0.26	0.29	0.23	0.19	0.18	0.09	0.20
症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	2.12	1.91	1.49	0.93	1.03	0.88	0.98	0.86	0.44	0.95
損傷、中毒及びその他の外因の影響	10.24	10.38	9.63	7.68	7.45	7.06	6.89	5.60	2.80	6.08
特殊目的用コード	-	-	-	-	-	-	0.71	10.79	48.62	11.00

図2 傷病別における件数の構成割合の比較

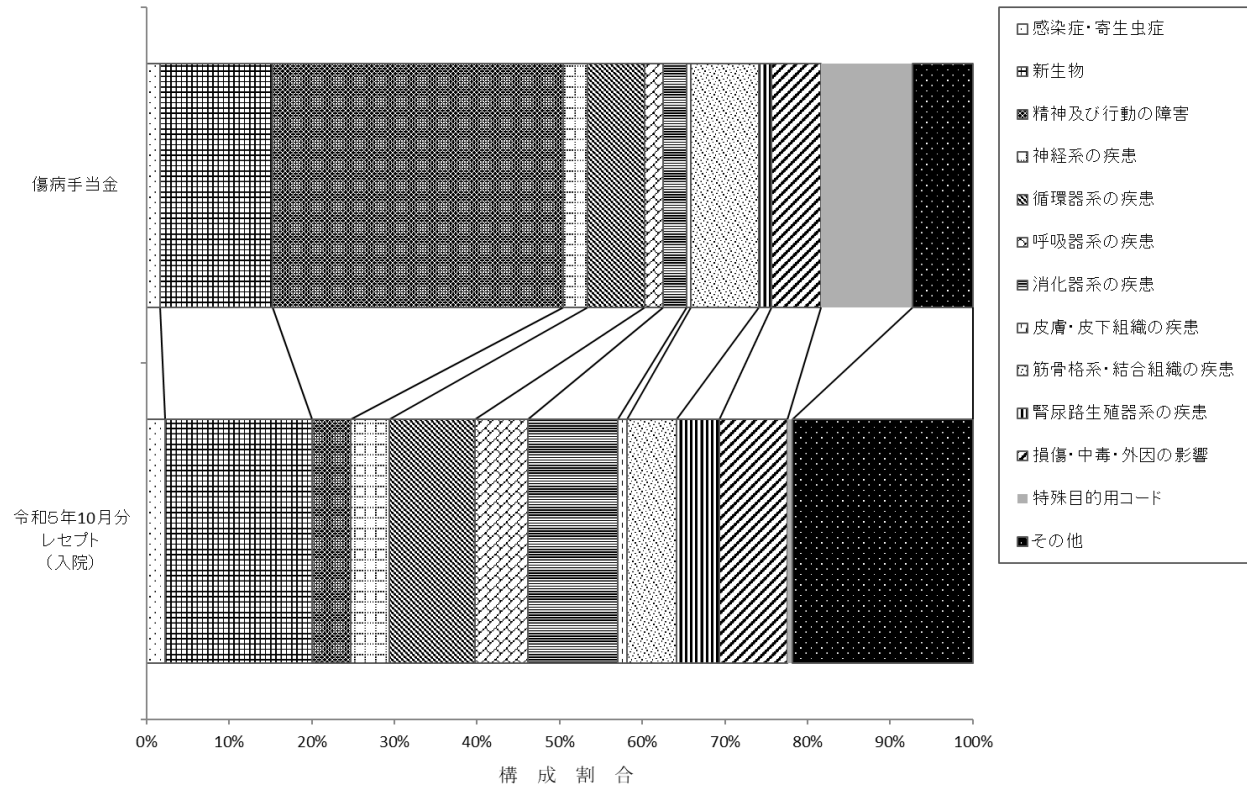
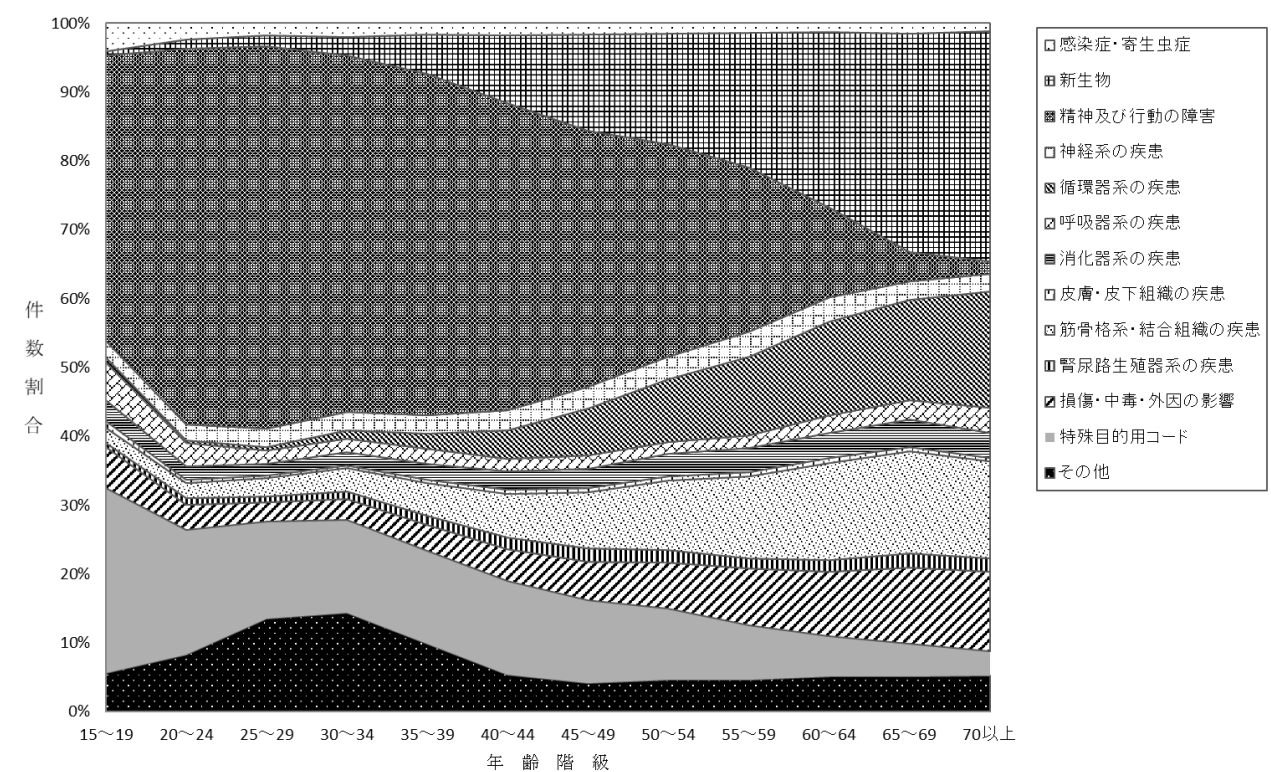


図3 年齢階級別、傷病別の件数割合



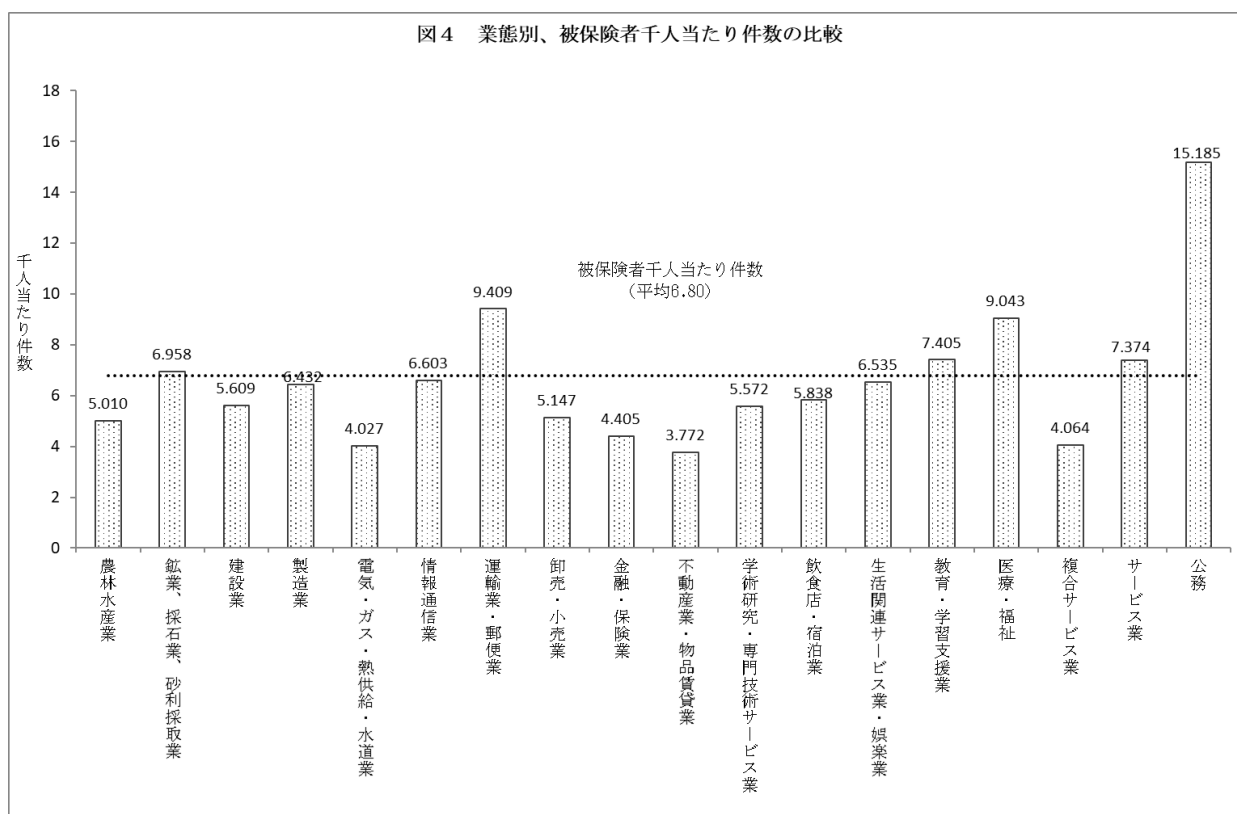
3. 事業所の業態、規模別の支給状況

事業所の業態別に傷病手当金の件数の割合をみると、社会保険・社会福祉・介護事業（13.40%）、医療業・保健衛生（10.76%）、職業紹介・労働者派遣業（6.74%）が高くなっている。男女別にみると、男性では道路貨物運送業（8.93%）、その他の運輸業（7.11%）、総合工事業（7.02%）が高く、女性では社会保険・社会福祉・介護事業（20.56%）、医療業・保健衛生（17.78%）、職業紹介・労働者派遣業（8.91%）が高くなっている。傷病手当金の件数の割合を被保険者の業態別の構成割合と比較すると、社会保険・社会福祉・介護事業、医療業・保健衛生、その他の運輸業は傷病手当金の割合が高く、卸売業、飲食料品以外の小売業、不動産業は低くなっている。（分析表第3表）

業態の大分類別に被保険者千人当たり件数をみたものが図4である。公務、運輸業・郵便業、医療・福祉が高く、不動産業・物品賃貸業、電気・ガス・熱供給・水道業、複合サービス業が低くなっている。

事業所の規模別に傷病手当金の件数の割合をみると、500人以上の規模が19.30%と最も高く、次いで100～299人（19.00%）、50～99人（13.44%）となっている。これを男女別にみると、男性が規模100～299人（17.62%）、女性が規模500人以上（23.86%）で最も高い。（表5）

1件当たり日数は、規模が2人以下の事業所では38.41日と最も長く、30～49人の事業所では29.60日と最も短くなっている。（分析表第4表）



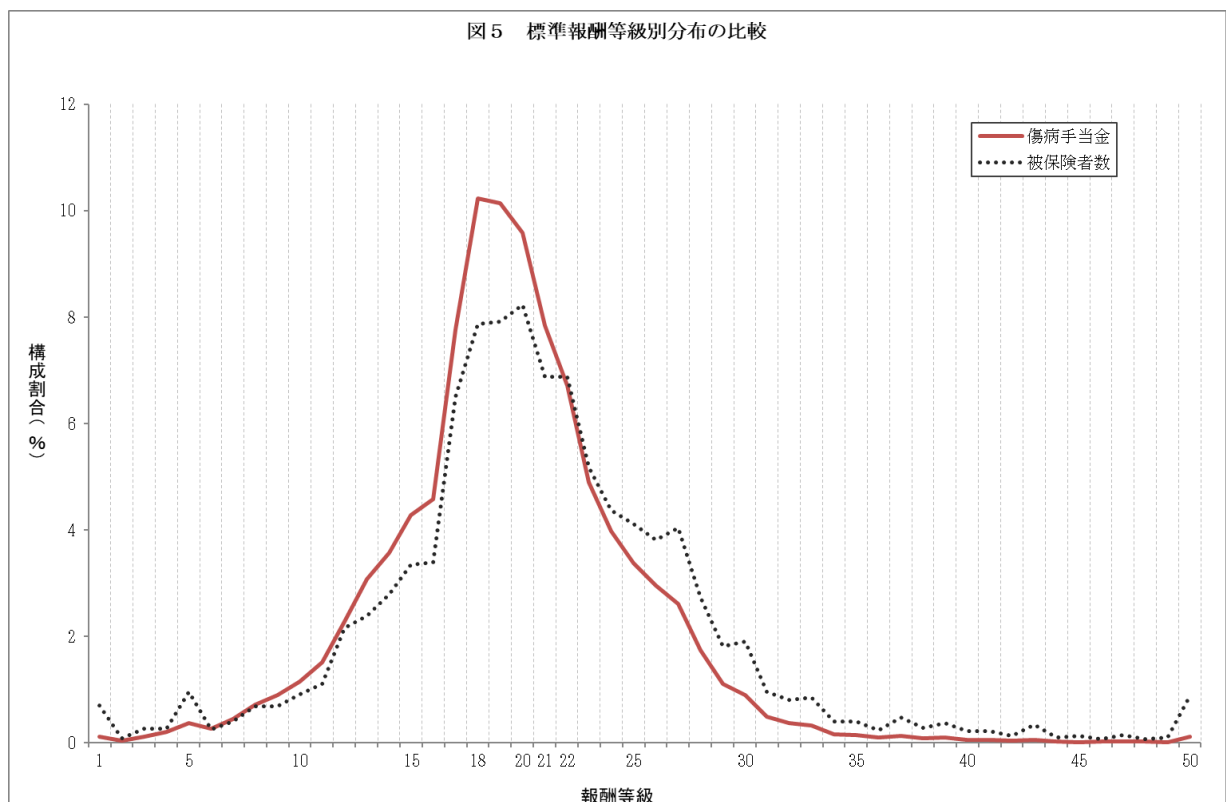
注：本調査では令和5年10月中に支払となった傷病手当金（多くは令和5年10月以前の療養期間について申請されたもの）を調査対象とし、被保険者千人当たり件数は令和5年10月末時点の被保険者数に対する傷病手当金の件数である。公務が高くなっているのは、令和4年10月に公務の非常勤職員等が協会から共済組合に移動したことで、支給件数や支給金額には令和4年9月以前から1年半の支給期間の上限で継続して傷病手当金の支給を受けている資格喪失者が含まれている一方、被保険者数は令和5年10月時点の数値を用いていることが原因の一つに挙げられる。

表5 事業所の規模別・性別 支給状況 (%)				
	傷 病 手 当 金			(参 考)
	総 数	男 性	女 性	被 保 険 者 数
総 数	100.00	100.00	100.00	100.00
2人以下	2.83	3.49	2.15	5.76
3・4人	2.85	3.53	2.17	5.19
4人以下 (再)	5.68	7.02	4.32	10.94
5～9人	7.30	8.57	6.02	9.72
10～19人	10.70	12.68	8.70	11.35
20～29人	7.67	8.62	6.70	7.25
30～49人	9.76	10.75	8.77	8.97
50～99人	13.44	13.94	12.94	11.55
100～299人	19.00	17.62	20.39	16.25
300～499人	7.14	5.99	8.30	6.18
500人以上	19.30	14.80	23.86	17.79
1,000人以上 (再)	12.58	9.30	15.89	11.53

4. 標準報酬等級別の支給状況

傷病手当金の支給件数について標準報酬等級別の構成割合をみると、18 級（220 千円）が 10.23%で最も高くなっている。男女別にみると、男性は 20 級（260 千円）が 9.87%で最も高く、女性は 18 級（220 千円）が 12.05%で最も高くなっている。（分析表第 6 表）

被保険者の標準報酬等級別の分布と比較すると図 5 のようになり、傷病手当金の受給者は 6 級（104 千円）から 21 級（280 千円）までは被保険者の構成割合より高くなっているが、5 級（98 千円）以下及び 22 級（300 千円）以上では低くなっている。



5. 支給日数別の支給状況

支給日数別の件数の割合をみると、31日（20.39%）、30日（17.40%）の割合が高くなっている。1日当たりの金額をみると、支給日数が30日で6,057円と最も高くなっている。（表6）

表6 支給日数別 支給状況

日数階級	件数の割合	1日当たり金額
	(%)	(円)
総 数	100.00	5,744
1～10日	18.19	5,255
11～20日	10.96	5,471
21～29日	11.99	5,657
30日	17.40	6,057
31日	20.39	6,014
32～40日	5.23	5,591
41～50日	3.44	5,490
51～60日	2.63	5,528
61日以上	9.77	5,604

6. 支給期間別の支給状況

傷病手当金の支給期間（支給開始日から令和5年10月の申請の支給末日までの期間）別の支給状況をみたものが表7であり、平均支給期間は158.20日（約5ヶ月）となっている。

支給期間別の件数の割合は30日以下が30.51%と最も高く、31～60日が12.51%、61～90日が9.03%となっており、期間が長くなるに従い割合が低下する傾向がある。

支給期間を男女別にみると、平均支給期間は男性が173.84日、女性は142.39日となっており、男性のほうが長くなっている。

平均支給期間を傷病別にみると、精神及び行動の障害（218.55日）、神経系の疾患（198.68日）、循環器系の疾患（195.10日）が長く、一方、特殊目的用コード（18.21日）、周産期に発生した病態（45.71日）、感染症及び寄生虫症（49.74日）は短くなっている。男女別にみても、男性は精神及び行動の障害（225.24日）、新生物（210.12日）、女性は精神及び行動の障害（212.61日）、循環器系の疾患（187.96日）が同様に長くなっている。（分析表第9表）

表7 支給期間別 支給状況

	総 数		男 性		女 性	
	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額	件数の割合	1件当たり金額
	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)
総 数	100.00	174,810	100.00	197,436	100.00	151,953
30日以下	30.51	64,766	26.38	76,714	34.68	55,584
31～60日	12.51	194,219	11.83	211,865	13.21	178,252
61～90日	9.03	231,873	9.11	249,413	8.96	213,849
91～120日	6.19	232,093	6.51	248,174	5.87	214,078
121～150日	4.66	229,146	5.02	244,084	4.30	211,556
151～180日	3.99	238,246	4.24	256,266	3.74	217,622
181～210日	3.77	234,613	4.10	251,299	3.43	214,488
211～240日	3.34	230,930	3.78	250,623	2.90	205,020
241～270日	2.57	231,644	2.89	244,432	2.25	215,048
271～300日	2.45	232,473	2.64	254,092	2.26	206,979
301～330日	2.52	228,712	2.82	245,942	2.22	206,586
331～360日	2.38	225,741	2.57	245,295	2.18	202,406
361～390日	2.35	223,241	2.56	241,164	2.13	201,488
391～420日	2.13	226,628	2.38	250,555	1.87	195,929
421～450日	2.19	224,453	2.41	243,338	1.97	201,133
451～480日	2.12	228,440	2.37	246,255	1.86	205,479
481～510日	1.92	219,462	2.16	238,591	1.68	194,665
511～540日	1.67	222,922	1.99	236,538	1.35	202,630
541日以上	3.70	220,229	4.25	227,623	3.14	210,123
平均支給期間（日）	158.20		173.84		142.39	

7. 資格喪失者及び現存者の支給状況

傷病手当金の支給件数のうち、資格喪失者に対するものは 34,641 件で全体の 20.38%、現存者に対するものは 135,316 件で全体の 79.62%となっている。

傷病別に資格喪失者の支給状況をみると、件数の構成割合では精神及び行動の障害（63.57%）、新生物（8.84%）、循環器系の疾患（7.38%）が高くなっている。（分析表第 10 表）

傷病別に全体の件数に占める資格喪失者の件数の構成割合をみると、精神及び行動の障害（36.81%）、神経系の疾患（28.15%）、循環器系の疾患（21.83%）が高く、周産期に発生した病態（0.00%）、妊娠、分娩及び産じょく（0.37%）、特殊目的用コード（1.69%）は低くなっている。（分析表第 11 表）

8. 都道府県別の支給状況

都道府県別の支給状況をみると、件数の割合では東京が全国の 17.14%を占めていて最も高く、次いで大阪（8.20%）、愛知（6.43%）、福岡（5.20%）、神奈川（4.13%）の順となっている。

被保険者千人当たり件数を都道府県別に比較すると、沖縄（9.02 件）、宮崎（7.84 件）、福岡（7.74 件）が高く、富山（4.92 件）、岩手（5.59 件）、山形（5.74 件）は低くなっている。

平均支給期間をみると、大阪（170.60 日）、京都（170.33 日）、神奈川（170.22 日）などが長く、徳島（131.31 日）、石川（139.50 日）、熊本（144.21 日）などが短くなっている。

全受給者に対する資格喪失者の割合は、東京（24.09%）、北海道（23.60%）、大阪（23.24%）、の順で高くなっており、青森（14.41%）、島根（15.22%）、鳥取（15.36%）の順で低くなっている。

（分析表第 12 表）

都道府県別に全受給者の傷病別における件数の構成割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害での件数割合が最も高くなっており、東京（45.33%）、大阪（40.87%）、京都（38.06%）の順で高くなっている。（表 8）

また、資格喪失者の傷病別における件数の割合をみると、全都道府県で精神及び行動の障害の割合が最も高くなっており、東京、大阪、新潟など 43 都道府県では、50%を超えている。（表 9）

表8 都道府県別 件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷 病	件数割合	傷 病	件数割合	傷 病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	35.20	新生物	13.57	特殊目的用コード	11.00
北 海 道	精神及び行動の障害	33.34	新生物	18.24	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.30
青 森	精神及び行動の障害	23.05	新生物	19.90	特殊目的用コード	13.34
岩 手	精神及び行動の障害	30.62	新生物	16.74	循環器系の疾患	9.69
宮 城	精神及び行動の障害	32.03	新生物	16.72	特殊目的用コード	10.23
秋 田	精神及び行動の障害	27.12	新生物	18.71	特殊目的用コード	12.11
山 形	精神及び行動の障害	27.25	新生物	18.19	特殊目的用コード	11.12
福 島	精神及び行動の障害	30.34	新生物	16.44	特殊目的用コード	9.77
茨 城	精神及び行動の障害	28.12	新生物	15.65	特殊目的用コード	12.93
栃 木	精神及び行動の障害	28.35	新生物	14.98	特殊目的用コード	11.90
群 馬	精神及び行動の障害	26.33	新生物	15.12	特殊目的用コード	12.69
埼 玉	精神及び行動の障害	34.05	新生物	14.23	特殊目的用コード	9.49
千 葉	精神及び行動の障害	32.08	新生物	14.32	特殊目的用コード	10.78
東 京	精神及び行動の障害	45.33	特殊目的用コード	12.79	新生物	9.80
神 奈 川	精神及び行動の障害	37.55	新生物	13.28	特殊目的用コード	10.41
新 潟	精神及び行動の障害	31.13	新生物	16.23	特殊目的用コード	10.72
富 山	精神及び行動の障害	29.14	新生物	14.53	特殊目的用コード	10.82
石 川	精神及び行動の障害	29.69	特殊目的用コード	13.60	新生物	13.10
福 井	精神及び行動の障害	29.45	新生物	17.00	特殊目的用コード	12.27
山 梨	精神及び行動の障害	35.49	新生物	13.52	特殊目的用コード	12.72
長 野	精神及び行動の障害	34.34	新生物	13.78	特殊目的用コード	10.30
岐 阜	精神及び行動の障害	29.92	新生物	15.78	特殊目的用コード	12.47
静 岡	精神及び行動の障害	30.00	特殊目的用コード	14.01	新生物	13.07
愛 知	精神及び行動の障害	37.68	特殊目的用コード	12.39	新生物	11.79
三 重	精神及び行動の障害	30.10	新生物	13.02	特殊目的用コード	12.63
滋 賀	精神及び行動の障害	31.93	新生物	13.51	特殊目的用コード	12.59
京 都	精神及び行動の障害	38.06	新生物	13.51	特殊目的用コード	9.07
大 阪	精神及び行動の障害	40.87	新生物	12.09	特殊目的用コード	9.23
兵 庫	精神及び行動の障害	34.11	新生物	14.16	特殊目的用コード	10.27
奈 良	精神及び行動の障害	33.81	新生物	13.30	特殊目的用コード	13.07
和 歌 山	精神及び行動の障害	27.55	新生物	16.71	特殊目的用コード	10.84
鳥 取	精神及び行動の障害	30.96	新生物	14.11	特殊目的用コード	11.61
島 根	精神及び行動の障害	31.62	新生物	16.29	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.04
岡 山	精神及び行動の障害	33.93	新生物	12.15	特殊目的用コード	11.90
広 島	精神及び行動の障害	32.16	新生物	14.09	特殊目的用コード	10.07
山 口	精神及び行動の障害	27.02	新生物	16.86	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.23
徳 島	精神及び行動の障害	25.16	特殊目的用コード	17.73	新生物	13.09
香 川	精神及び行動の障害	30.71	新生物	14.25	特殊目的用コード	10.17
愛 媛	精神及び行動の障害	29.97	新生物	15.97	特殊目的用コード	11.70
高 知	精神及び行動の障害	28.39	新生物	14.05	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.95
福 岡	精神及び行動の障害	35.71	新生物	14.42	特殊目的用コード	10.00
佐 賀	精神及び行動の障害	28.95	新生物	16.28	特殊目的用コード	9.55
長 崎	精神及び行動の障害	29.20	新生物	16.01	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.30
熊 本	精神及び行動の障害	30.01	新生物	14.98	特殊目的用コード	11.67
大 分	精神及び行動の障害	29.01	新生物	14.50	特殊目的用コード	10.86
宮 崎	精神及び行動の障害	26.46	新生物	15.50	特殊目的用コード	11.87
鹿 児 島	精神及び行動の障害	26.11	新生物	14.33	特殊目的用コード	11.36
沖 縄	精神及び行動の障害	34.97	新生物	11.58	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.60

表9 都道府県別 資格喪失者の件数割合が高い傷病

	1位		2位		3位	
	傷病	件数割合	傷病	件数割合	傷病	件数割合
全 国	精神及び行動の障害	63.57	新生物	8.84	循環器系の疾患	7.38
北 海 道	精神及び行動の障害	57.43	新生物	12.48	循環器系の疾患	9.24
青 森	精神及び行動の障害	47.04	循環器系の疾患	12.22	新生物	11.85
岩 手	精神及び行動の障害	49.58	新生物	15.68	循環器系の疾患	13.14
宮 城	精神及び行動の障害	55.25	新生物	12.88	循環器系の疾患	8.31
秋 田	精神及び行動の障害	55.30	新生物	14.29	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.68
山 形	精神及び行動の障害	48.96	新生物	17.43	循環器系の疾患	12.86
福 島	精神及び行動の障害	59.46	新生物	9.77	循環器系の疾患	8.73
茨 城	精神及び行動の障害	55.45	新生物	9.56	循環器系の疾患	9.37
栃 木	精神及び行動の障害	56.28	新生物	13.32	循環器系の疾患	8.04
群 馬	精神及び行動の障害	53.81	循環器系の疾患	11.96	新生物	11.13
埼 玉	精神及び行動の障害	58.80	新生物	9.80	循環器系の疾患	9.28
千 葉	精神及び行動の障害	59.87	循環器系の疾患	9.24	新生物	8.93
東 京	精神及び行動の障害	72.21	新生物	6.77	循環器系の疾患	5.26
神 奈 川	精神及び行動の障害	63.37	新生物	9.11	筋骨格系及び結合組織の疾患	7.18
新 潟	精神及び行動の障害	66.80	新生物	10.04	循環器系の疾患	7.79
富 山	精神及び行動の障害	51.14	新生物*	10.05	神経系の疾患*	10.05
石 川	精神及び行動の障害	61.74	新生物	9.09	循環器系の疾患	7.95
福 井	精神及び行動の障害	59.39	新生物	12.69	神経系の疾患	6.60
山 梨	精神及び行動の障害	66.50	新生物	12.50	循環器系の疾患	7.00
長 野	精神及び行動の障害	63.91	新生物	8.52	循環器系の疾患	7.27
岐 阜	精神及び行動の障害	53.37	循環器系の疾患	12.90	新生物	10.71
静 岡	精神及び行動の障害	57.63	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.35	循環器系の疾患	9.11
愛 知	精神及び行動の障害	64.15	新生物	8.36	循環器系の疾患	7.64
三 重	精神及び行動の障害	60.37	新生物	9.31	循環器系の疾患	8.78
滋 賀	精神及び行動の障害	60.00	新生物	9.60	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.40
京 都	精神及び行動の障害	66.24	新生物	9.40	循環器系の疾患	5.41
大 阪	精神及び行動の障害	69.60	新生物	6.94	循環器系の疾患	6.14
兵 庫	精神及び行動の障害	63.19	新生物	8.71	循環器系の疾患	7.33
奈 良	精神及び行動の障害	64.68	循環器系の疾患	10.71	新生物	9.52
和 歌 山	精神及び行動の障害	61.88	新生物	8.07	循環器系の疾患	6.28
鳥 取	精神及び行動の障害	64.23	循環器系の疾患	12.20	新生物	10.57
島 根	精神及び行動の障害	57.04	新生物	14.08	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.15
岡 山	精神及び行動の障害	65.97	新生物	8.75	循環器系の疾患	6.46
広 島	精神及び行動の障害	60.38	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.66	循環器系の疾患	8.42
山 口	精神及び行動の障害	46.31	新生物	13.11	循環器系の疾患	12.30
徳 島	精神及び行動の障害	59.30	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.47	循環器系の疾患	6.98
香 川	精神及び行動の障害	55.91	筋骨格系及び結合組織の疾患	10.63	循環器系の疾患	7.09
愛 媛	精神及び行動の障害	62.88	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.51	新生物	8.27
高 知	精神及び行動の障害	60.45	新生物	11.30	循環器系の疾患	10.73
福 岡	精神及び行動の障害	66.32	新生物	8.28	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.66
佐 賀	精神及び行動の障害	61.23	新生物	8.37	筋骨格系及び結合組織の疾患	6.61
長 崎	精神及び行動の障害	50.76	筋骨格系及び結合組織の疾患	11.31	新生物	10.09
熊 本	精神及び行動の障害	65.10	筋骨格系及び結合組織の疾患	8.72	新生物	7.83
大 分	精神及び行動の障害	57.86	新生物	10.37	神経系の疾患	7.69
宮 崎	精神及び行動の障害	53.97	新生物	12.25	循環器系の疾患	9.27
鹿 児 島	精神及び行動の障害	54.76	新生物	9.73	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.51
沖 縄	精神及び行動の障害	62.64	筋骨格系及び結合組織の疾患	9.66	循環器系の疾患	7.41

* 同率2位のもの